

あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案） について

1 条例制定の目的及び経緯

従来、生産緑地地区の区域の規模について、500平方メートル以上とされており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農の意思があっても、保全対象となりませんでした。

また、複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されていました。（道連れ解除）

国は、都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換し保全を図るため、平成29年6月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行し、あわせて生産緑地法が一部改正され、各自治体において、面積要件を300平方メートルまで引き下げることを条例で規定できるようになりました。

これを受け、市では生産緑地地区農地所有者等の意向及び、面積要件の引き下げによる都市農地の保全・活用について検討した結果、条例を制定することとしました。

2 制定の内容

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を300平方メートル以上とします。